

学位論文題名

明治前期の言説空間と近代詩の〈誕生〉

－「新體詩抄初編」を軸として－

学位論文内容の要旨

〔形式〕本論文は、はじめに、第一部（第一章～第六章）、第二部（第一章～第三章）、終わりに、表、文献一覧によって構成され、400字詰め原稿用紙に換算すると、その総計は、約735枚に相当する。

〔内容〕本論文は、日本において近代詩の黎明を告げた詩集として知られる『新體詩抄』（明治15＝1882年刊）を中心に、明治前期の言語論、軍歌や唱歌の形成、国家観の変遷などとの諸関係において、近代詩がいかにして〈誕生〉したかを再検討したものである。従来、『新體詩抄』は、日本における近代詩の起源とされながら、その最初の試みであるがゆえに、詩としては未熟な要素を数多く内包する詩集とみなされてきたが、本論文は、こうした既存の評価に疑問を投げかけることから出発する。しかし、本論文は、『新體詩抄』が詩として十分に評価に値することを論証するために書かれたものでもなければ、逆に、近代詩とはいいい難い事情を明らかにして、近代詩史からこの詩集を放逐することを目的とするものでもない。むしろその目的は、この詩集を未熟とみなすときに暗黙のうちに作動している近代詩の評価基準そのものが、自明なものでも本質的なものでもないこと、いい換えれば、特定の歴史的な文脈において創出されたものであることを明らかにすることにある。

第一部では、上に要約した「はじめに」の方針に従って、『新體詩抄』が刊行された明治15（1882）年以前及び同時代の様々な言語論と、『新體詩抄』に示された言語論の諸関係を検討している。

第一章は、『新體詩抄』において、その編纂者である井上哲次郎、外山正一、矢田部良吉によって示される言語観と、言文一致論との関係を検討したものであり、その差異と同一性が複雑に折り重なった関係の究明を通して、言文一致論にも様々なタイプが存在し、言と文の一致を主張する論という従来の研究における分類の限界を明らかにしている。

第二章～第四章は、明治前期の言語論に関する分析であるが、分析の範囲を更に広げ、言文一致論のみならず、国語国字論、文法論をも対象としている。ただし、ここでは、こうした従来 of 言語論の範疇に従うのではなく、第一章で明らかにした従来 of 範疇で問うことの限界という観点をもとにして、言語に関する理念という点から、多くの言語論を三つの範疇に再分類することを試みている。

そのうち、本論文で「自国語の制定の構図」と呼ばれるものは、日本で用いられている

言語は過去において統一されていたか、或いは近い将来において統一されるべきであるといった見解のもとに、諸方言や諸文体に分裂していた当時の言語状況を批判するタイプの言説であり、ここには統一された国家＝統一された言語という理念の前提がある。それに対して、「文体の俗化」と呼ばれる第二のタイプの言説は、リテラシーの低い人々が対象となる際には「雅」の文体を「俗」な文体に変換することが許容されてはいても、「雅」と「俗」の文体の間にはまったく共通性を認めておらず、その点で言語の統一といった発想とは無縁である。更に、第三の「文体の民主化＝俗化」と呼ばれるタイプにおいては、多くの人に通じる言語というテーゼのもとに、「雅」と「俗」の文体を共通の台座におく見解が形成される。しかし「雅」と「俗」の文体差を完全に解消しようという発想がなく、多くの人に通じるなら両文体をそのまま折衷すればよいという見解さえしばしばみられる点で、言語の統一を志向する発想とは、やはり異質なものである。

ここでは、こうして多くの言語論を再分類した上で、当時においては第一の「自国語の制定の構図」が支配的だったわけではなく、その意味で、統一すべき〈国語〉という理念は、かなり限定された範囲でしか主張されていなかったことを明らかにしている。

第五章は、二章～四章で再分類された言語論と、『新體詩抄』に示された言語観とを比較検討したものである。そして、その結果、『新體詩抄』には、現在の言語の分裂を批判し、未来における言語統一をめざすといった「自国語の制定」の志向がみられる一方で、多くの人に理解してもらうために、不統一なままで雅俗を折衷し、文体を平易化すればよいといった「文体の民主化＝俗化」の志向も同時に表明されていることを指摘している。つまり『新體詩抄』の言語観には、言語の統一の有無に関する矛盾した見解が表明されており、その意味で、近代詩がこの時点では、まだ統一すべき〈国語〉という理念に向かって書かれるものとは、必ずしもみなされていなかったことを明らかにしたことが、この章の重要な研究成果といえる。

第六章では、言語に関する理念の問題をいったん離れて、『新體詩抄』が実際にどのような文体で書かれ、また、それが既存の文体とどのように関わっているかを分析している。そして『新體詩抄』が、近世以来の和讃を中心とした「俗」な文体を随所に取り入れる一方で、翻訳語として生まれた新語を含む漢語をも数多く採用しており、その点で、きわめて振幅の大きな文体実践であった経緯を論証している。これは、当時の平常語＝日常語を用いたという後の『新體詩抄』に対する評価が、あくまで統一された〈国語〉（平常語＝日常語）の存在を前提にして、事後的、遡及的になされた解釈であることを解明したものである。また、『新體詩抄』自体の言語理念と文体実践との関係としては、「自国語の制定」の志向という理念に対応する文体実践が存在しておらず、「文体の民主化＝俗化」の理念に対応する雅俗の異種交配的な折衷の実践のみがみられる事情をも、明らかにしたといえる。

第二部では、『新體詩抄』がその刊行後、どのように位置づけられてゆくかを検討している。

第一章では、まず、明治19（1886）年にみられる軍歌、唱歌、運動歌のテキストの大量出版という事態に着目し、それが『新體詩抄』の通俗化であるとする従来の説に対する批判を試みている。特にここでは、これらのテキストと軍隊史や学校教育史との関連性を明

らかしているが、具体的には、①まず軍隊に関して、明治17（1884）年以降の陸軍における軍歌制定の動向が、それ以前から『歩兵操典』などに示されている、行進などによる身体の規律＝訓育化と結びつき、いわば唄うことと身体行為との節合が起ること、②そしてそれが、明治19（1886）年の森有礼による教育改革において、学校教育の場にも移入されること、③更に別の動きとして、当時の出版技術の飛躍的な進歩に加えて、「穎才新誌」などの少年投稿雑誌で、「新体詩」的な文体を用いた文章が、盛んに投稿されるようになることなどを究明している。そして、これによって、軍歌や唱歌のテキストが大量出現したのは、こうした複合的な要因からであり、従来、指摘されてきたような、『新體詩抄』の直接的な影響とはいえないことを説得的に論証している。

続く第二章～第三章は、明治20年代前半に出現する詩歌改良論と、『新體詩抄』の関係を検討したものである。この詩歌改良論では、「新体詩」の流行と通俗化を批判し、その原因＝起源が『新體詩抄』にあるとする説が横行するが、この説が後の研究史を長く支配する見方であることを、まず本論文は指摘する。また軍歌、唱歌のテキストを含む「新体詩」の流行が、一章で論証したように複合的な要因によって生じているにもかかわらず、その原因を『新體詩抄』に一元化する詩歌改良論が、単に遡及的な解釈であるばかりでなく、すべてを詩の歴史に単線化して理解しようとする、ジャンル意識の形成を告げていることを論証している。

他方、これらの章では、「新体詩」が通俗化した理由を、『新體詩抄』の作者が学者だったことに求める言説が新たに出現してくる経緯にも着目して、こうした言説が専門家としての詩人の形成を促し始めることをも明らかにしている。更にまた、改良論においては、詩を通して国民感情の共同性が創出され、またそれに対応する〈国語〉の特質として、押韻の手法には適さない言語という定義が生まれることが明らかにされる。このうち後者は、第一部で「自国語の制定」の構図と呼ばれたものの枠内で行われるものであり、その点で本論文は、この構図が支配的になることで、それが支配的ではなかった言語状況の中で編纂された『新體詩抄』が、否定的な視線に晒される事情をも示している。また『新體詩抄』のほとんどが押韻詩であったという点で、「自国語の制定」の構図の内部で生み出されるこうした詩的言語の定義が、『新體詩抄』を更に否定的にみせていく経緯を明らかにしている。つまり、統一すべき〈国語〉という理念の自明化に加え、学者による押韻詩という定義が、『新體詩抄』の未熟さをますます強調することになるわけであるが、しかし、こうして未熟なものとされる『新體詩抄』を、詩歌改良論が起源として必要としている点をも本論文は見逃していない。というのも、詩歌の進歩を目的とする詩歌改良論にとっては、まさにその進歩を証すためにも、起源は未熟であるほどいいことになるからである。

終わりにでは、こうした詩歌改良論において作られた『新體詩抄』の評価が、以後も長く残ることが確認され、更に全体の内容の要約と今後の課題が示されている。

以上のように、本論文は、『新體詩抄』をきわめて未熟な近代詩の起源とする見方が、『新體詩抄』に当初から内在していた要素から生まれた、とする従来の説をくつがえし、そのような見方が、この詩集とは直接的な関係をもたない場において、後に生み出された経緯を、きわめて実証的に明らかにしている。またそれとともに、『新體詩抄』が刊行された明治15（1882）年の時点では、統一すべき〈国語〉という理念が必ずしも支配的では

なく、この詩集もこうした理念とは微妙にずれた言語観において作られたことを究明して、近代詩が統一国家における統一されるべき〈国語〉という要請とは、必ずしも重ならない場所から出発しながら、次第にその要請の内部に位置づけられるようになることを解明している。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 中 山 昭 彦
副 査 助 教 授 押 野 武 志
副 査 助 教 授 権 錫 永

学 位 論 文 題 名

明治前期の言説空間と近代詩の〈誕生〉

－「新體詩抄初編」を軸として－

本委員会は、上記の論文を審査するに際して、基礎的な手続きの面と内容面とに分け、本論文が新しい研究の方向を拓くものと評価できるか否かを検討した。基礎的な手続きとして検討したのは、日本における近代詩の最初の詩集である『新體詩抄』を、明治前期の言語論、軍歌や唱歌に関するテキスト群、詩歌に関する評論などとの諸関係において考察する際の、必要とされる文献資料の適否、当該分野の研究史の把握の度合いと参考文献の理解度、引用文献の正確さ等の点であり、また内容面としては、全体の構成と論理の展開力、各章ごとのテーマとその展開、主要な概念の厳密さと方法の有効性、学術研究としての達成度などについてである。以下、それらの検討の結果と本委員会の評価を、要点をしばって説明していくことにする。

まず基礎的な手続きに関してであるが、本論文は、上記のように多領域にわたる考察であるため、その個々の領域について、本論文が十分な量の文献を収集し、適切な理解を示しているかが検討された。その結果、本委員会では、当時の言語論に関する文献の収集傾向に若干の偏りがみられるものの、その他の領域に関しては十分な分量に達しており、各文献の解釈についても、妥当なものであるとの判断に達した。

また、本論文は、日本における近代詩の誕生に関する従来の説を批判し、その誕生を文学史の枠組の内部で考察するのではなく、他の様々な領域との関係において定位するという方法を採用している。そのため、近代詩の誕生についての既存の研究に関する正確な把握と、それに対する妥当な批判がなされているか否かが問題となるが、本委員会では、この点に関しても、研究史の把握は公正なものであり、その批判には一定の説得力があるものと判断した。

更に、参考文献の理解度と引用文献の正確さについてであるが、前者に関しては、近年の国語論や国民国家論など、超領域的な文化研究の成果が適切に踏まえられ、個々の領域に関する専門的な研究に関する理解度も十分な水準に達しているものと評価できる。また

後者に関しては、用字などにやや不正確な点がみられるものの、その度合いは許容範囲内にとどまるものであると考える。

次に内容面についてであるが、本論文の目的は、『新體詩抄』を中心に、日本において近代詩が生み出された当時の状況を、文学史という枠組みを越えて、他の領域との関係において明らかにすることにある。そして、そのことはまた、今日の近代詩に関する本質的かつ超歴史的な定義に疑義を呈し、それが歴史的に形成されたことを明らかにするとともに、そうした形成の意味を、近代の国家観や諸文化との関係において究明するものであることを含意している。

そのような目的に即して書かれた本論文においては、まず、その第一の成果として、『新體詩抄』をきわめて未熟な近代詩の起源とする見方が、『新體詩抄』に当初から内在していた要素から生まれた、とする従来の説をくつがえし、そのような見方が、この詩集とは直接的な関係をもたない場において、後に生み出された経緯を明らかにした点が挙げられる。またそれに加えて、明治20年代の詩歌改良論において支配的になるこのような評価が、統一された国家には統一された〈国語〉が制定されるべきだとする言語観が支配的になる状況と深く関わりながら、しかも、そうした言語観の内部で形成された詩的言語の理念とも結びついて生み出され、更には専門家としての詩人の職能分化を促す発想の生成とも密接に関連していた事情をも緻密に論証した点に、本論文の第二の成果があるといえる。更に第三の成果として、こうした詩歌改良論の契機となった「新体詩」の流行が、明治10年代末の軍隊制度の変容と、教育改革との諸関係の中から生み出された点をも明らかにした点が挙げられる。そして、『新體詩抄』が刊行された明治15（1882）年の時点では、統一すべき〈国語〉という理念が必ずしも支配的ではなく、この詩集もこうした理念とは微妙にずれた言語観において作られたことを究明して、近代詩が統一国家における統一されるべき〈国語〉という要請とは、必ずしも重ならない場所から出発しながら、次第にその要請の内部に位置づけられるようになることを明かした点が、本論文の第四の成果といえる。

確かに本論文には、近代詩という枠組みの自明性から距離をおこうとするあまり、特異な用語が使われすぎる傾向があり、従来の説を批判しようとする意識が強すぎるために、若干の勇み足がみられる点もないではない。しかし、特に上の四点の成果において、近代詩という枠組みの内部での分析に満足することなく、他の諸領域との関係を問う試みは十分に成功しており、またこれらの研究成果は、近代詩の初期の状況に主眼をおいたものでありながら、日本の近代詩の歴史とその研究に組み換えを迫る可能性を十分にそなえた、きわめて貴重なものであると判断できる。

以上のように、本論文は、基礎的な手続きを踏まえた上で、多くの創見に充ちた研究成果をあげており、本委員会では、こうした審査結果に鑑み、全員一致して、本論文が博士（文学）の学位を授与するに相応しい成果であるとの結論に達した。